省　令

○財務省令第十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十　略］ 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ウ　略］ エ　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する者をいう。以下同じ。） ［三十二～三十六　略］	（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十　同上］ 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ウ　同上］ エ　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項に規定する者をいう。以下同じ。） ［三十二～三十六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○財務省令第十七号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第五十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一第一項中「第八条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十八条の十五第四項第一号中「第五条第二項第三号ニ」を「第十二条第二項第三号ニ」に改め、同条第七項第一号イ(1)中「第三条各号」を「第九条各号」に改める。

第十九条の十一第四項第一号中「第五条第二項第三号ニ」を「第十二条第二項第三号ニ」に改め、同条第五項中「第四条の二第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改め、同条第七項第一号イ(1)中「第三条各号及び第四条の二第一項各号」を「第九条各号及び第十一条第一項各号」に改める。

第二十条の九第一項及び第二十二条の三十一第一項中「第八条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十三条の八の八第八項中「第一条第二十六項第二号イ」を「第一条第二十九項第二号イ」に改め、同条第十六項第六号中「の日の属する年中に」を「により」に、「に係る事業と別の事業に係る」を「を取得した日の属する年中において、特例事業受贈者に係る贈与者から贈与により」に改め、「は、」の下に「当該」を加え、同条第十八項第三号ハ中「特例贈与報告基準日」の下に「（当該基準日が最初の特例贈与報告基準日である場合には、法第七十条の六の八第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二十項第七号ハ中「特例贈与報告基準日」の下に「（直前の特例贈与報告基準日がない場合には、法第七十条の六の八第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限。次号及び次項第一号において同じ。）」を加える。

第二十三条の八の九第十四項第八号中「施行令第四十条の二第五項に規定する猶予対象宅地等」を「法第七十条の六の十第二項第一号イに掲げる資産」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第一号イの被相続人から相続又は遺贈により法第七十条の六の十第二項第一号ロに掲げる資産を取得した個人が一人でない場合には、当該資産を取得した全ての個人の同条第一項の規定の適用を受けるものの選択についての同意を証する書類

第二十三条の八の九第十六項第三号ハ中「特例相続報告基準日」の下に「（当該基準日が最初の特例相続報告基準日である場合には、法第七十条の六の十第一項に規定する相続税の申告書の提出期限。次号及び第五号において同じ。）」を加え、同条第十八項第七号ハ中「特例相続報告基準日」の下に「（直前の特例相続報告基準日がない場合には、法第七十条の六の十第一項に規定する相続税の申告書の提出期限。次号及び次項第一号において同じ。）」を加える。

29　法第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について同項の特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける場合における第四項及び第十四項の規定の適用については、第四項中「第十七条第一項の確認（同項第三号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第七項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）」とあるのは「第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の確認」と、第十四項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第三号から第六号まで及び第九号に掲げる書類を除き、法第七十条の六の九第一項の特例事業受贈者が法第七十条の六の八第六項の承認を受けている場合には、法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における当該承認に係る会社の第十二項各号に掲げる書類に準ずる書類を含む。）」と、同項第七号中「第十七条第五項」とあるのは「第十三条第十二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」と、同項第八号中「相続又は遺贈により法第七十条の六の十第二項第一号イに掲げる資産」とあるのは「贈与により法第七十条の六の八第二項第一号イに掲げる資産（同条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）を取得した同条第一項の特例事業受贈者以外に当該被相続人から相続又は遺贈により」と、「特例対象宅地等」とあるのは「特例対象宅地等（同条第三項第一号に規定する特定事業用宅地等を除く。）」と、「一人でない」とあるのは「いる」とする。

第二十三条の九第十五項中「第一条第十二項第二号イ」を「第一条第十五項第二号イ」に改める。

第二十三条の十二の二第二十八項第五号中「第一条第六項」を「第一条第九項」に改める。